

国境離島の地域づくりを支える改正法

『特別国会にて成立した改正法』

令和八年七月八日、国境域の離島が担っている領海や排他的経済水域の保全などの重要な役割を踏まえ、国の責務による「保全」「地域社会維持」などの総合的な離島施策を講ずる上での根拠となっている「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法（以下、有人国境離島法）」が参議院本会議に上程され、賛成多数で可決成立しました。同法は、同月一五日に公布され、令和九年四月一日から施行されることとなります。まずは、全国の離島関係者たちと喜びを分かち合うとともに、改正法の成立に向けてご尽力いただいた衆・参国會議員の先生方に心より感謝申し上げます。

有人国境離島法は、平成二八年四月に議員立法により一〇

全国離島振興協議会会長

荒木 耕治
あらき こうじ



昭和25年生まれ。鹿児島県旧上屋久町議會議員、同議會議長を経て、平成23年11月屋久島町長就任。同29年5月から令和5年5月まで全国離島振興協議会会長を務める。同6年6月、再び全国離島振興協議会会長に就任、現在に至る。

年の時限法として制定、翌二九年度に施行されたもので、今回が初めての改正になります。現行法が令和九年三月末日で時限を迎えるため、来年度の有人国境離島関係事業の実施に向けた予算要求などのスケジュールを考慮し、早期の可決成立が求められておりました。幸いにも、関係衆・参国會議員各位のご尽力のお陰で、第二二一回特別国会の会期中に成立が実現いたしました。

与野党六党・会派共同提案により、六月二四日の衆議院内閣委員会上程から翌二五日の同本会議、七月七日の参議院内閣委員会を経て、同八日の同本会議の採択に至る円滑な審議経過は、有人国境離島法改正に懸ける関係各位の熱意とお力添えがあったからこそだと確信しております。

このたびの改正では、期限が令和一九年三月三十一日まで一〇年間延長されることとなったほか、特定有人国境離島地

域として天売・焼尻（北海道羽幌町）、飛島（山形県酒田市）、粟島（新潟県粟島浦村）、新島・式根島（東京都新島村）が追加となりました。また、「都道府県の責務」規定などが新設されたほか、島外との交流拡大に向け「滞在型観光の促進」に係る規定が追加されております。加えて、法律施行後五年を経過した際に、施行状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることができるようになるなど、厳しさを増す国際情勢やわが国の安全保障環境、物価高騰や人材不足など急速に変化を遂げる社会経済に対応し、今後も有人国境離島がその国家的・国民的役割を果たしていくにふさわしい画期的な法律の制定であると受け止めております。

『法改正実現までの経緯』

令和六年度、全国離島振興協議会では、有人国境離島法に基づき決定された国の基本方針に「有人国境離島地域」として明記された離島を所管する本会会員市町村の長（七十二人）に「有人国境離島法の改正・延長運動に資するための関係市町村長の意向調査」を実施。「特定有人国境離島地域の地域社会維持等に関する事業施策」「有人国境離島地域の保全等に関する事業施策」について、現行施策の評価や課題、新たに提案すべき内容などを把握し、特別要望書としてとりまとめました。

これらに基づき、特定有人国境離島地域社会維持推進交付

金の拡充、有人国境離島地域の保全対策の拡充、農林畜産分野における支援施策の創設、特定有人国境離島地域の生活・産業に必要不可欠な離島航路の維持など、有人国境離島の実情や成長戦略に即した実効性の高い施策を盛り込んだ法改正・延長を、政府・国会に対して繰り返し要請してまいりました。

国会では、自由民主党有人国境離島地域の保全・振興を推進する議員連盟および離島・半島振興特別委員会などをはじめ、与野党国会議員による協議が重ねられ、本会からの要望も勘案いただいた法律案がとりまとめられました。

『改正法への期待と課題』

改正法は、現行の一七カ条に一カ条が新たに付け加わり、計一八カ条構成になりました。

基本方針および都道府県計画に定める事項、地域社会の維持に関する施策に係る規定として、特定有人国境離島地域と他の地域との間の交流拡大のための「滞在型観光の促進」が新設されました。私が長を務める屋久島町において、観光が雇用の確保や地域経済の活性化に大きな役割を果たしているように、多くの国境離島においても地域資源を活用した滞在型観光の促進は、今後の重要なテーマとなっており、思い切った施策の展開につながるものと期待しているところです。

加えて、「都道府県の有人国境離島地域の保全および特定有

人国境離島地域に係る地域社会の維持のための必要な施策の実施などに関する努力義務」の追加については、国境離島市町村の厳しい財政や人材事情を鑑み、都道府県の後押しによる振興施策の推進に結びつくものだと考えています。

また、特定有人国境離島地域に追加された天売・焼尻、飛島、粟島、新島・式根島においては、運賃や戦略製品の輸送コストの低廉化はもちろん、各島の資源を生かした積極的な雇用機会の拡充施策などが可能となることで、地域社会の維持に弾みがつくと期待を寄せております。

同時に、追加となった離島を含めた特定有人国境離島側では、大いに知恵を絞り、創意工夫を凝らした実効性のある計画策定につなげていかねばなりません。今後、改正法の内容、特に四地域六島が追加指定されることに対応した十分な国家予算を確保していく上でも、地域住民や組織の意向なども踏まえた効果的な施策の実践が重要なのは、言うまでもありません。本会も関係市町村とともに十分な予算を確保できるように、関係各位のご協力を得ながらさらに努力を重ねたいと存じます。

このほか、DXやGXなどの先進技術の社会実験・実装の推進、国境離島の重要性を広く一般の皆様を理解してもらうための普及啓発などについても、離島側の不断努力が求められていることは論を俟たないところです。

改正法の成立を契機として、国境離島以外の離島も含めた

離島施策全体の底上げを図っていくことも肝要です。とりわけ船舶の建造費の上昇や船員不足など課題が山積する離島航路の維持、離島ゆえに広域化が難しい水道などの生活インフラの維持・更新などに対し、全国離島の力を結集し、一丸となつてしっかり取り組んでいきたいと考えております。

『本特集の構成について』

今回の特集では、まず有人国境離島法を所管する内閣府総合海洋政策推進事務局有人国境離島政策推進室より改正法の概要について解説いただき、続いて離島市町村を代表して特定有人国境離島地域に指定されている本会の副会長四人および、新たに同地域に追加指定された離島を有する四市町村長に、改正法に対する期待と新たな島づくりに向けた抱負などをご報告いただきました。

以上、特集末尾の改正法条文と合わせてご覧いただければ、改正法の概要や次の一〇年の特定有人国境離島における地域づくりの方向性を把握できるものと考えます。

末筆となりましたが、国境域の離島の実情を踏まえた画期的な法律の制定に多大なご尽力をいただいた森山裕自由民主党有人国境離島地域の保全・振興を推進する議員連盟会長をはじめ関係国会議員各位、衆議院法制局や内閣府ほか関係省庁の方々、関係団体の皆様、そして本会会員諸氏の積年のご努力に対し、心より厚く御礼申し上げます。

